

岸和田市立福祉総合センター浴室利用規則

～浴室を利用されるお客様は、必ずお読みください～

□利用条件(①～④すべてに該当すること)

- ①岸和田市在住
- ②年齢が60歳以上であること
- ③自宅に浴室がないこと
- ④自力での入浴が可能であること(原則)

但し、介助者が必要な場合は、一人まで可能。但し、同性介助とします。介助者は入浴不可。

□利用登録について

浴室を利用され上記の条件に該当する方は、事前に「浴室利用登録申請書」にて登録を行ってください。「浴室利用登録証」を発行します。

□利用曜日について

月・火・木・金(ただし、祝祭日・祭礼・年末年始除く)

□利用時間について

12時半～17時半

防犯のため、利用時間以外は出入口が施錠されます。ご注意ください。

□予約時間について

下記の時間帯で予約をお願いします。

多数の方が利用されます。入浴予約時間は厳守してください。

[1]12:30～13:30

[2]13:30～14:30

[3]14:30～15:30

[4]15:30～16:30

[5]16:30～17:30

□利用回数について

週2回まで予約制

□浴室利用予約について

利用日の7日前から予約可能。利用日の前日までに福祉総合センター事務所まで連絡して予約をとってください(電話予約可能)予約状況により、ご希望時間に添えない場合があります。

□予約のキャンセルについて

利用前日までに、福祉総合センター事務所まで連絡してください。(電話可能)

□利用料金について

440円／回

- ・釣銭が出ないよう福祉総合センター事務所でお支払いください。事務所での両替はできません。領収書を発行いたします。
- ・料金の支払いと引き替えにリストバンドをお渡しします。入浴中は腕につけてください。リストバンドをつけておられない方には声をかけさせていただきます。(入浴後リストバンドは事務室にご返却ください)

□貴重品の取り扱いについて

- ・事務室内に貴重品ロッカーがあります。事務室窓口でお声かけください。
- ・当センターでは貴重品などの紛失等の責任は負いません。

□「浴室利用登録証」の提示

- ・入浴前に事務所へご提示ください。
- ・入浴後「浴室利用登録証」をご返却いたします。

□浴室施設について

- ・タオル・シャンプー・リンス・ボディーソープ、ドライヤーなど備え付けの物品はありません。各自でご持参ください。物品の保管はできません。
- ・浴槽に入る前に、必ず身体を洗ってください。

□衛生管理について

- ・定期的に清掃員が巡回いたします。
- ・塩素系薬剤を使用しています。定期的に浴水の残留塩素を測定します。

□入墨のあるご利用者様について

- ・入浴をお断りします。

□利用上の注意

- ・利用後は、器具等を整理し、浴室・脱衣室を清掃・整備してください。
- ・施設及び器具・備品を汚損・破損したときは、福祉総合センター事務所まで必ず連絡してください。
- ・飲酒後の入浴は禁止します。
- ・食事の直前、直後の入浴は避けてください。
- ・熱いお湯に急に入ると、めまい等を起こすことがありますので、十分注意してください。
- ・入浴前の健康状態については、各自の判断でご利用いただきますが、体調が優れない場合は入浴を控えてください。
- ・入浴中、気分が悪くなった場合は緊急呼出ボタンを押してください。

連絡・問合せ先

岸和田市立福祉総合センター

担当 総務係

電話 072-438-2321